

H25 浪江町復興計画策定委員会

第2回 町民協働による進行管理部会 議事概要

日 時 平成 25 年 7 月 29 日 (月) 10:00～16:00
場 所 二本松市市民交流センター 1 階 多目的室
出席者 別紙のとおり

1. 開会
2. 部会長、副部会長あいさつ
3. 自己紹介、幹事会委員選出(グループごと)
4. 議事
 - (1)テーマごとの検討 ※10:00～12:30、13:30～15:30
 - ・現状の共有と課題・検討の絞り込み
 - ・改善方策の検討
 - (2)検討内容の共有 ※15:30～16:00
 - ・テーブル毎の議論の振り返りと共有
5. その他
6. 閉会

≪議事概要≫

○部会長、副部会長あいさつ

【部長：吉岡】

- ・除染・賠償・健康管理の3つのテーマを中心に各分野幅広く全体について皆さんからご意見を頂きたい。
- ・普段、大変な中で避難生活されている皆さんだが、こういうチャンスを生かして頂いて色々なご意見を出して頂けたらと思っている。
- ・細かい事業のチェックも大事だが、大きな計画の方向性があるかどうか、抜けている事業、必要だけでもまだ位置づけがはっきりしていないような事業、そういう事も皆さんの議論の中から色々出していただいて(計画に)盛り込んで頂ければと思っている。
- ・ぜひ、昨年に引き続き活発な議論をお願い出来ればと思っている。

○テーマごとの検討

- ・各テーブルで議論

○検討内容の共有

【健康管理：吉 岡(AM～)】

- ・放射線、健康不安軽減についてはさらに分かりやすい情報提供。特に子供などには漫画、イラストを使ったパンフレット等があってもいいのではないかな。
- ・線量計の正しい使い方がまだ分からない。周知徹底を何度も繰り返しやって頂きたい。
- ・避難生活に伴う健康悪化については食事が限定される為、食生活の改善に力をいれて欲しい。
- ・各局面で町民の皆さんの活動があるので、そういった活動をうまく活用しながら種まきをして欲しい。
- ・県外避難者の対応については、なみえ単独だけで考えるのは負担が大きい。広域的に県外避難者への支援の手法を考えて欲しいのではないかな。
- ・個人の意識が大事だが、自己管理をしていくのも大変。人に薦められると健康教室などに参加したくなるので、お互いの関係性を大切に、自治活動を活発にして、町民の皆さんの健康管理をさらにすすめていったらどうか。

【健康管理：吉 岡(PM～)】

- ・医療費の免除は来年2月に終わってしまうが、継続的に支援してもらいたい。
- ・避難先の自治体、町民に情報が伝わっていない。遠慮してしまう。町外で出たゴミを町内に持ち帰って処分する人もいる。町内の方、避難先の方にももっと啓発して欲しい。
- ・住民票を変えると支援措置がなくなってしまうのではないかと懸念されている。支援措置なり、特例措置なりがどうなるのかを何らかの形でなるべく早く示してほしい。はっきりしてもらわないと今後の生活が見極めにくい。

【除染について：長 崎】

- ・町の将来図が決まらない為、町民の心が揺れてしまう。
- ・一部では行政区そのものが機能していない。行政区ごとに仮置き場という発想に問題はないのか。町で一ヶ所に決めたらどうか。という意見もあったが、議論の中で行政区ごとに確保していくことが現実的であることを確認した。
- ・仮置き場に関して、そもそも年間20ミリシーベルトという基準に不信感があるのではないかと。原発の事故収束がみえていない中で、なぜ除染作業を急ぐのか。莫大な費用がかかるのに効果があるのか。という疑問があり素直に協力する気にならないのではないかと。その辺をほぐしていかないと仮置き場の交渉をしてもうまくいかないのではないかと。
- ・丁寧に説明を繰り返して仮置き場への同意を得るしかない。丁寧な説明にも工夫する必要があり、仮置き場の設置による環境への影響があるのか等、きちんと説明していくことが必要。
- ・中間貯蔵・最終処分場が決まっていないのでいつまでも仮置き場が続くのでは？という不安がある。そこを少し丁寧に説明しないと、不安ばかりが残る。
- ・仮置き場の設置の理解を得るためには、性別や年齢によって説明の手法を変えるなどの工夫も必要。
- ・雑な除染作業が見受けられる。町独自の監視体制が是非とも必要であろう。国任せではなく、作業の内容を町が理解し、監視できるようにすることが重要。
- ・市街地、宅地、低線量地域等、早く帰れそうな所を優先して、除染地域に優先順位をつけて実施していく考え方に特に異論はなかった。
- ・一方で、長い年月がかかってもいいので山林除染は必要だということも共有できた。
- ・個別の意見として、急いで行う必要があるのか。また原発で何かあったらどうするのか。中間貯蔵が決まる前に除染をしても、仮置き場が長くなってしまい焦ってやる必要はないのではないかと、という意見もあった。

【賠償：丹 波】

- ・賠償請求について、精神的損害に対する賠償は、計画をつくった際に請求70%位、合意率が半分くらいという状況だったが、現在は住民票登録されている99%近くが請求をしている。計画策定段階から請求状況などが変わってきている。

- ・弁護士、法テラスの無料相談会の利用者が少ない事については、周知が十分なされていないというよりも、自分が抱えている問題を、どのように相談していいのかが整理できないという側面があり、賠償に関する情報などをさらに整理をすることも必要ではないか。
- ・賠償だけではない悩みを抱えている状況で賠償の事を考えられない、考えたくない町民もいる。また、金銭に換算されることに抵抗がある方もいる。
- ・賠償は原則民事の問題ではあるが、個人の努力だけでは解決が難しい問題。行政がどこまで介入できるのか、介入するべきかという点は常に考える必要がある。
- ・集団申立も、個人で解決できない部分を行政側で主導したもの。
- ・現状、35万の金額だけが一人歩きしていることは残念だが、本来は町民の被害実態を適切に把握し、実態に沿って賠償させることが大きな目的。
- ・また、賠償以上に生活再建・雇用・事業再開・帰還等への支援など、賠償以外の生活再建支援策が重要になってくる。
- ・一次計画の際に記載できなかった「賠償」と「自立」の観点で議論できた。賠償はいつか終わるので、自立支援を今から考えていくことが重要。進行管理には収まらない項目については、議論を出して二次計画をつくる際に丁寧に落とし込みできるような議論にしていきたい。

○その他

【幹事会委員】

- グループ1 原 澤 幸一 委員
- グループ2 原 田 雄一 委員
- グループ3 小野田 浩宗 委員

事務局) 次回日程について

- 第3回 日 時 8月21日(水) 10:00～16:00
場 所 二本松市市民交流センター 1階多目的室
- 第4回 日 時 8月30日(金) 10:00～16:00
場 所 未定

○閉 会